一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会

2019 年度主任介護支援専門員更新研修 開催要項

1 目 的

主任介護支援専門員に対して、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とします。

2 主 催

一般社団法人 兵庫県介護支援専門員協会(兵庫県指定実施機関)

3 受講対象者

次の①から⑦までのいずれかに該当し、かつ受講するコースの全日程(9 日間)に参加できる者。 なお、2019 年度の主任介護支援専門員更新研修に関しては、平成 24 年度から平成 26 年度までに主任 介護支援専門員研修を修了した者(経過措置対象者)と平成 27 年度・28 年度に主任介護支援専門員研 修を修了した者、平成 28 年度に主任介護支援専門員更新研修を修了した者を対象とします。 平成 28 年度以降の法定研修に関しては、原則として、介護支援専門員の登録地での受講となりま す。

- ①介護支援専門員に係る研修において企画の経験がある者(注1)
- ②介護支援専門員に係る研修において講師やファシリテーターの経験がある者(注2)
- ③地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者 但し、兵庫県においては質の担保の観点から年6回以上参加した者とします(注3)
- ④日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者(注4)
- ⑤日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑥介護支援専門員実務研修において、指導した実績がある者(注5)
- ⑦主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者
- (注1) 研修の企画については、行政及び地域包括支援センターに所属する主任介護支援専門員が、行政 及び地域包括支援センターが開催する研修にて行ったものが対象となる。 また、研修の企画とは、内容検討・講師調整・募集・当日の研修実施に至るまでの一連の流れの 行為をいう。
- (注2) 研修の講師やファシリテーターについては、兵庫県介護支援専門員協会、日本介護支援専門員協会 (ブロック及び都道府県支部を含む)、兵庫県社会福祉研修所、地域包括支援センター及び行政機関 (兵庫県外で行われたものを含む)が行う研修であって、研修実施機関の証明があることとする(証明書の様式は問わない)。
 - ※兵庫県介護支援専門員協会の地域支部及びエリアについては、この証明の対象とならない。
- (注3) 法定外研修等の受講については、本来自己研鑽を積むことでは毎年の受講が望ましいが、兵庫県では主任介護支援専門員の有効期間内(主任更新研修受講まで)のいずれかの年度(4月1日~翌3月31日)に6回以上受講していれば可とする。
 - なお、複数日にわたる研修会については、受講日数を回数として数えることも可とする。 研修実施機関の範囲については、本会、本会の地域支部及びエリア、日本介護支援専門員協会(ブロック及び都道府県支部を含む)、兵庫県社会福祉研修所(介護支援専門員に関わる研修に限る)、当協会が認めた機関、行政及び地域包括支援センター(兵庫県外で行われたものを含む)であり、なおかつ受講日を明記した履修証明書の交付を行う機関とする(証明書の様式は問わない)。 ※当協会が認めた機関の研修については、当協会ホームページをご参照ください。
- (注4) 研究大会等については、日本介護支援専門員協会(ブロック及び都道府県支部を含む)が行う研究 大会も含まれる。但し、研究発表に係る自己申告書に記入の上、証拠書類(大会プログラム及び発 表抄録のコピー等)を添付しなければならない。発表抄録の中に氏名が記載されていれば、当日の 発表者でなくとも可とする。
- (注5) 平成28年度以降に実施された兵庫県介護支援専門員実務研修の見学実習において、実習担当者とし

て指導を行った場合は、兵庫県から発行された実務研修見学実習担当証明書を申込時に提出することとする。

(注意事項)

- ※受講要件に係る証明書の有効期間は、主任資格の有効期間内(主任更新研修受講まで)です。
- ※経過措置対象者(平成24年度から平成26年度に主任資格を取得した方)については、平成26年度以前の 証明書で対象とならないものがありますのでご注意ください。

(詳しくは当協会ホームページをご参照ください)。

- ※受講要件①②③⑥については、申込時点では受講要件を満たしていない場合でも、別添の誓約書を提出の上、受講予定コースの前日までに受講要件を満たした場合、証明書を受講初日に提出することで受講することが可能となります。
- ※主任介護支援専門員の有効期間満了日及び主任介護支援専門員更新研修の対象年度については、兵庫県のホームページをご確認ください。

【兵庫県ホームページ https://web.pref.hyogo.lg.jp/ 「暮らし・教育」→「健康・福祉」→「介護保険・サービス」→「介護支援専門員について」】

4 研修日程(全コースともに全9日間(54時間))

	A コース	Bコース	Cコース	D コース	E コース
	(神戸会場)	(姫路会場)	(神戸会場)	(神戸会場)	(神戸会場)
1 月目	2019年	2019年	2019年	2019年	2020年
	6月18日(火)	8月16日(金)	10月5日(土)	10月9日(水)	1月31日(金)
2 日目	6月19日(水)	8月29日(木)	10月6日(日)	10月10日(木)	2月6日(木)
3 日目	6月28日(金)	8月30日(金)	10月26日(土)	10月23日(水)	2月14日(金)
4 日目	7月18日(木)	9月10日(火)	11月9日(土)	10月31日(木)	2月27日(木)
5 日目	7月30日(火)	9月11日(水)	11月10日(日)	11月7日(木)	2月28日(金)
6 日目	7月31日(水)	9月19日(木)	11月30日(土)	11月20日(水)	3月12日(木)
7 日目	8月8日(木)	10月2日(水)	12月1日(日)	11月29日(金)	3月13日(金)
8日目	8月21日(水)	10月3日(木)	12月14日(土)	12月11日(水)	3月24日(火)
9 日目	8月22日(木)	10月17日(木)	12月21日(土)	12月12日(木)	3月25日(水)

5 研修会場

A・C・D・Eコース (神戸会場): 兵庫県立のじぎく会館 (神戸市中央区山本通 4-22-15) Bコース (姫路会場): じばさんびる(姫路・西はりま地場産業センター) (姫路市南駅前町 123)

6 定員 各コース150名

7 受講料 39,500円 (消費税、資料代含む)

一旦納入された受講料は、理由の如何を問わずお返しできませんのでご了解ください。

8 申込期間

Aコース (神戸)	2019年	4月 1日	(月)(到着	}) ~	4月19日	(金)	(当日消印有効)
Bコース(姫路)							
Cコース (神戸) Dコース (神戸)	2019年	7月 8日	(月)(到着分	}) ~	8月 9日	(金)	(当日消印有効)
Eコース (神戸)	2019年1	. 1月11日	(月) (到着	}) ~ 1	11月29日	(金)	(当日消印有効)

※上記申込期間以前に到着したものや締切日以降の消印のものは受付できませんのでご注意ください。 なお、受付できない申込書類は、着払いで返送いたします。

9 申込方法

別添の「提出物一覧確認表」をご参照の上、必要書類を申込期間内に、「15 申込み及び問合せ先」まで**簡易書留郵便**にてご提出ください。

- ※不達等の事故が発生した場合、責任を負いかねますので、簡易書留の控えは受講可否の通知が届くまで大切に保管してください。
- ※消印のないものは受付できない場合があります。
- ※直接当協会事務局に申込書類をご持参されても受付できませんので必ずご郵送ください。
- ※申込みいただいた書類は受講の可否に関わらずお返しできませんのでご了承ください。

10 受講決定

- ① 各コースとも申込締切後に、当協会が定める受講要領に基づいて審査を行い、原則として、先着順に受講者を内定いたします。
- ② 受講の可否を含め、全員の方へ申込書記載のご自宅住所に通知します。 申込締切後、4週間経過しても通知が届かない場合は、下記「15 問合せ先」までご連絡ください。
- ③ 受講内定者には、受講内定通知及び振込用紙を送付し、指定期日内に受講料を納入された方を受講者として決定します。指定期日内に受講料の納入がない場合、受講されないものとみなします。
- ④ 一旦納入された受講料は、理由の如何を問わずお返しできません。
- ※介護支援専門員証及び主任介護支援専門員の有効期間満了日が近い方を優先する場合があります。

11 修了証明書

研修の全課程を修了した者には、当協会会長名による修了証明書を発行します。

12 個人情報の取扱いについて

主任介護支援専門員更新研修受講申込書に記載された個人情報につきましては、兵庫県介護支援専門員協会「個人情報管理規程」に基づき適切に管理し、無断で第三者に提供することはありません。 なお、当該研修の修了者のデータは兵庫県に報告いたします。

13 研修の修了要件および研修修了評価について

- ① 新しいカリキュラムにおいては、厚生労働省の研修実施要綱により、研修修了にかかる「評価制度」 が導入されました。受講状況や課題の提出状況等により、研修受講の中断や退出を命じ、研修の修 了を認めない場合がございますので予めご承知おきください。
- ② 受講コース全日程(9日間)において、遅刻・早退・欠席・離席は認められません。

14 その他

- ① 申込みいただいた書類については受講の可否に関わらずお返しできませんのでご了承ください。
- ② 研修会場への直接のご連絡はご遠慮ください。
- ③ 研修会場には公共交通機関でお越しください。

15 申込み及び問合せ先

 $\mp 651 - 0062$

神戸市中央区坂口通2丁目1番1号 兵庫県福祉センター5階 一般社団法人 兵庫県介護支援専門員協会 事務局

Tel (078)221-4102 Fax (078)221-4122

【受付時間】 月曜日~金曜日(土・日・祝日は除く) 9:00~17:00

ホームページアドレス http://www.hyogo-caremanet.com/

16 カリキュラム

	研修科目
1	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向、演習の進め方
2-1	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 「リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例」
<u>2</u> -2	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 「看取り等における看護サービスの活用に関する事例」
②-3	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 「認知症に関する事例」
2-4	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 「入退院時等における医療との連携に関する事例」
2 -5	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 「家族への支援の視点が必要な事例」
2-6	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 「社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例」
2-7	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 「状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例」
3	地域課題解決に向けたプロセスの理解と実践

[※]研修を修了するためには、上記①~③のすべての科目の修了が必要です。なお、「演習の進め方」と 「地域課題解決に向けたプロセスの理解と実践」は、本県が独自科目として設けた科目です。

※正式なカリキュラムの順番は受講内定通知にてお知らせいたします。